

繊維製品の資源循環に向けて

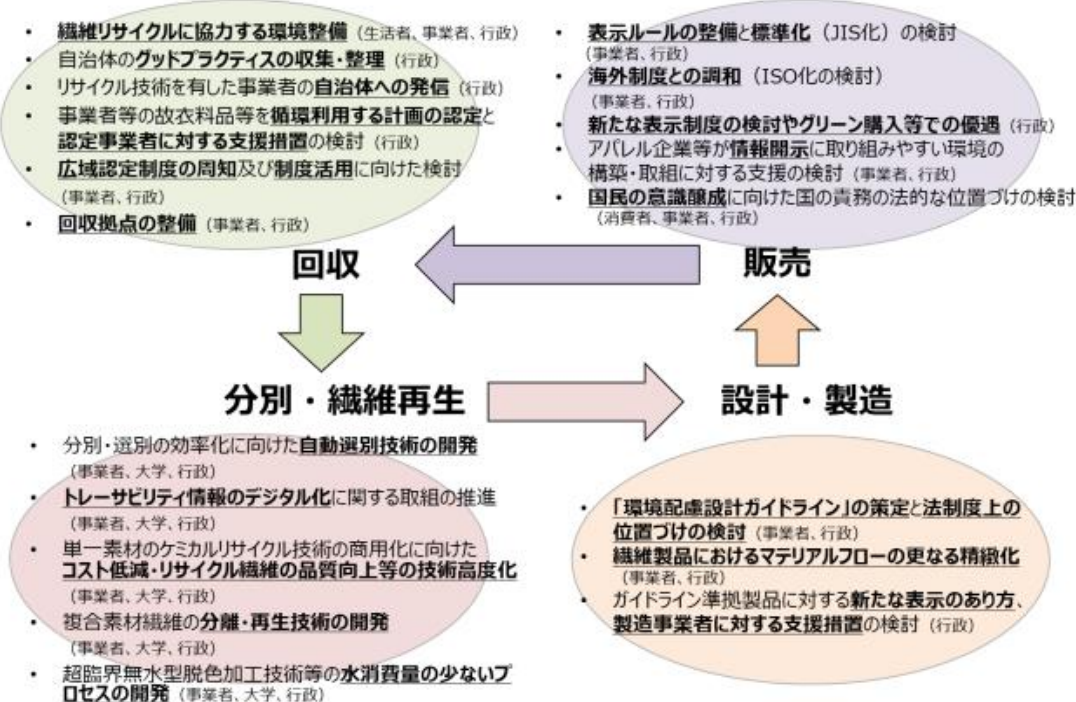
2025年12月 1 日

経済産業省 製造産業局 生活製品課

これまでの繊維製品の資源循環に向けた議論

- 我が国の繊維関連企業が、今後需要拡大が見込まれる海外市場においても競争力を維持・確保していくためにはサステナビリティの推進が極めて重要。経済産業省では、2023年9月に「繊維製品における資源循環システム検討会」報告書において、回収、分別・繊維再生、設計・製造、販売の4つの論点の課題の整理と取組の方向性がとりまとめられた。
- その後の繊維産業小委員会では、同検討会でとりまとめられた取組の方向性に基づき、2030年に向けて取り組むべき具体的な政策について審議され、「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」、「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン」が策定された。

繊維製品における資源循環システム検討会



環境配慮設計GL

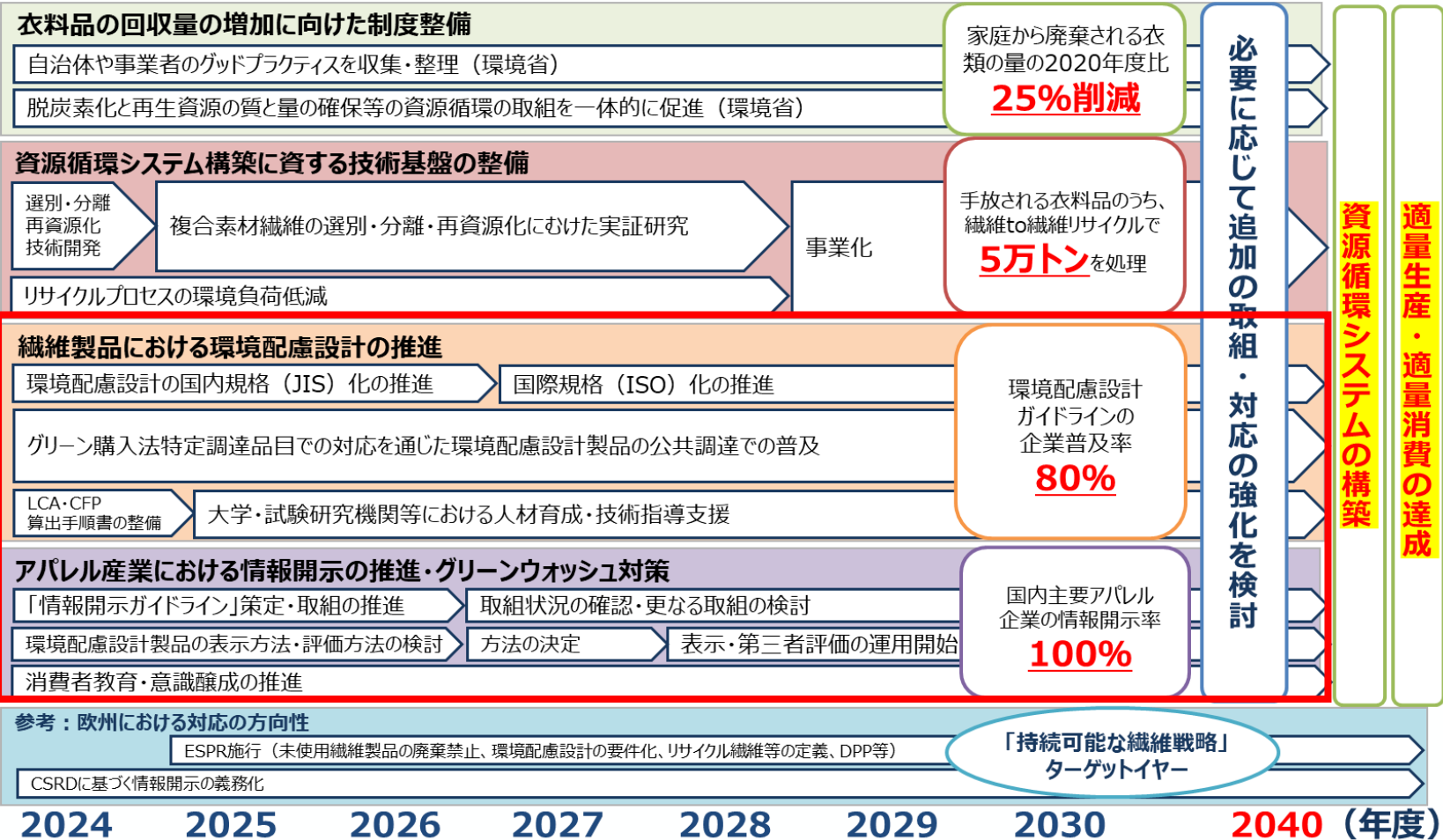
- 事業者への調査や欧州のエコデザイン規則案等、国内外の動向を踏まえ、ライフサイクルの各段階の事業者にて取り組むべき環境配慮設計項目を策定。
- 合わせて評価基準や評価方法を設定し、ISO化を見据えつつ、JISを策定中。

環境配慮情報開示GL

- 消費者等に向けて、主体的に情報開示を行うことができるよう策定。
- 国内外の制度動向の紹介や、情報開示が期待される項目を設定。さらに、中小企業の開示事例や用語集も掲載し、大半を占める中小企業の活用を後押し。

繊維製品における資源循環ロードマップ

- 2024年6月の繊維産業小委員会において、2030年度に向けた具体的な取組を時系列に沿って示すため、「繊維製品における資源循環ロードマップ」が策定され、とりまとめにおいて、必要に応じてフォローアップを行うことが必要とされたところ。
- 第15回の繊維産業小委員会においては、回収、技術基盤について議論を行った。第16回は環境配慮設計、情報開示、その他の論点について議論を行う。





1. 環境配慮設計

2. 情報開示

3. その他の取組・論点

繊維製品の環境配慮について

- 繊維産業は、設計・製造の工程において、特に温室効果ガスの排出や水の使用量等の観点から、国内外から環境負荷の高さが指摘。
- 欧州を含む一部の海外市場においては、法制度や国際認証において、環境に配慮した設計・製造の要件が規定されつつある。このような中で、我が国の繊維産業も、一部の企業等からの求めにより環境配慮設計が求められており、年々その要求は高まりつつある。

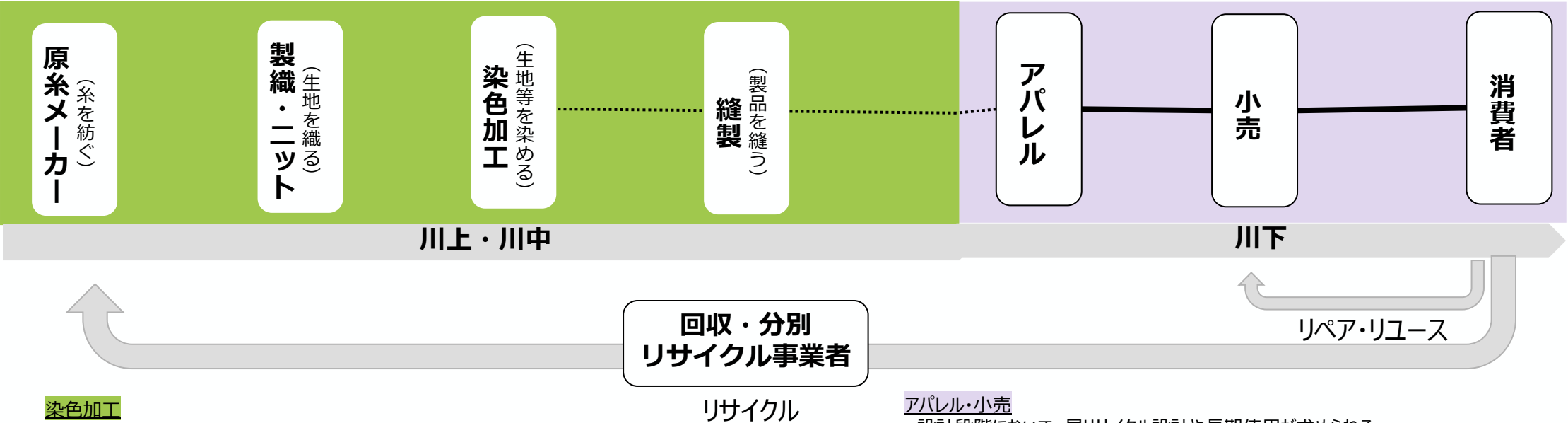
繊維製品の環境配慮設計の例

原糸メーカー

糸の原料については、環境負荷の少ない原材料の使用、生産工程では、GHG排出抑制・省エネルギーが求められる。
また、場合によっては故繊維を再利用する「繊維製品のリサイクル」への取組も必要。

製織・ニット、縫製

生産工程では、廃棄物の抑制や、耐久性を含む長期使用に向けた工夫が求められる。



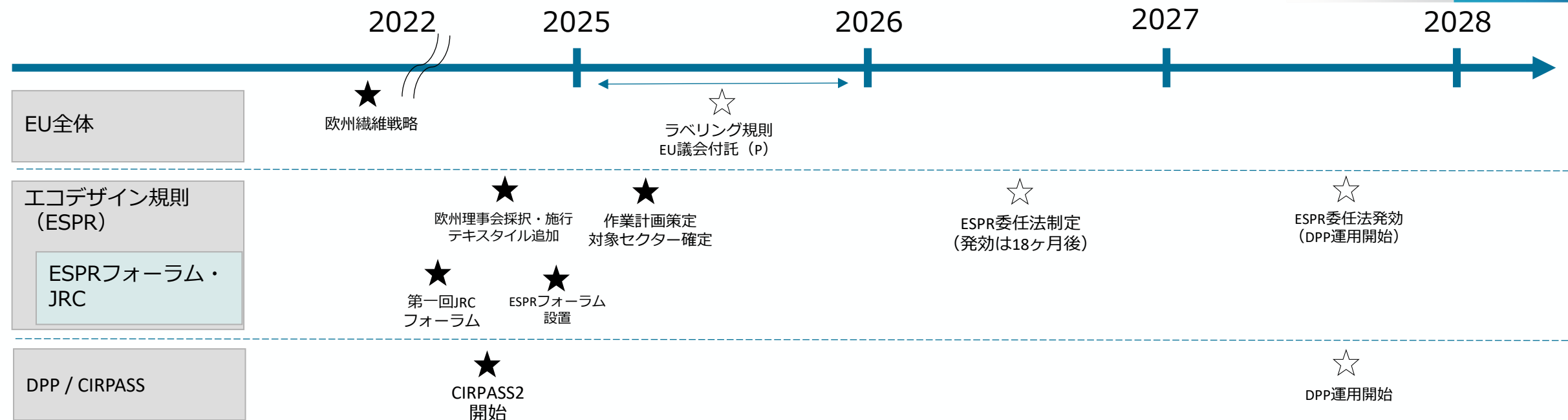
染色加工

水使用が多いため、水資源への配慮が求められるほか、GHG排出抑制・省エネルギーや、染料や加工材など化学物質についての安全性の配慮も求められる。

アパレル・小売

設計段階において、易リサイクル設計や長期使用が求められる。
販売段階においても、包装材の抑制や、消費段階においてリペア・リユースサービスの活用、繊維くずの発生抑制が求められる。
また、消費者に渡った後は、繊維製品へのリサイクルも必要。

(参考) 欧州の制度動向とその対応



エコデザイン規則 (ESPR)

- 2024年7月施行。EU域内を流通するほぼすべての製品のエコデザイン要求事項を設定する「枠組み法」。**検討が優先される製品に「繊維」が含まれる。**
- エコデザインフォーラム内外で、DPP (デジタルプロダクトパスポート) の詳細、未使用繊維製品の廃棄禁止、ラベリング等の改正の詳細が検討される。**2025年4月に「作業計画」が発表され、繊維は優先的に検討する製品グループの一つとなり、現在、委任法等の詳細が検討されているところ。「標準開発」については今後CEN/CENELECにおいて標準が検討されるが、先んじていくつかの規格は検討が進んでいる。**
- 2026年に繊維を含む最初のESPRの委任法が公表**される見通し。なお、発効は18ヶ月後となる予定のため、**2027-2028年には施行**される見通し。
(エコデザインフォーラム)
- 業界団体、加盟国の当局、その他の公共団体を含む、様々な利害関係者を代表する250名までのメンバーで構成。
(JRC : Joint Research Center)
- EU委員会内に設置され、各セクターのサプライチェーンの現状等の準備研究をエキスパートと議論し実施。

DPP (デジタルプロダクトパスポート)

- 製品の持続可能性・循環性・コンプライアンスに関する固有情報にアクセスできるようにするもの。繊維製品に求められる項目等については、今後検討され、個別の委任法と同じ発効日で運用される (**繊維の場合には、2027-2028年見込み**)。
- DPPに必要なシステム要件については、2025年末までに整合規格がEUで使用可能になるとされ、2026年にはDPP導入の欧州委員会のサポートが開始される見込み。
- DPPの相互運用性を実現可能にするためのユースケースを実証するCIRPASS 2の動向も注視しつつ、日本国内においても対応ができるよう早急な検討が必要。

繊維製品の環境配慮設計ガイドライン（繊維環境配慮設計GL）

- 我が国の繊維製品における環境配慮設計を促進していくため、2024年3月に策定。事業者への調査や欧州のエコデザイン規則案等の国内外の動向を踏まえつつ、ライフサイクルの各段階の事業者にて取り組むべき環境配慮設計項目を策定し、合わせて評価基準や評価方法を設定した。

※環境配慮設計GLは、環境配慮設計項目を策定したものであり、環境配慮設計製品の基準を定めたものではないことに留意。

- 現在は、ガイドラインの普及を図りつつ、国内規格（JIS）化を実施。欧州標準化委員会（CEN）TC248において、繊維の資源循環に関する標準が作られている中、環境配慮設計GLもISO化に向け、ISO/TC38新規提案の準備に着手しているところ。

環境配慮設計項目一覧

1. 環境負荷の少ない原材料の使用
2. GHG排出抑制、省エネルギー
3. 安全性への配慮
4. 水資源への配慮
5. 廃棄物の抑制
6. 包装材の抑制
7. 繊維くずの発生抑制
8. 長期使用
9. リペア・リユースサービスの活用
10. 易リサイクル設計
11. 繊維製品のリサイクル

今後の予定

- 2024年度から、欧州等の動向を引き続き注視しつつ、**JIS原案の策定に着手**。並行してISO化の検討も進める。
- 中小企業の環境配慮設計の取組を促進するため、**大学や試験機関等による人材育成等**を実施。
- 欧州の**エコデザイン規則**や**デジタル製品パスポート**等の枠組みが明確化した際には**必要な対応を盛り込む**。
- ガイドラインに準拠した製品**であることを確認できる仕組みとして、**表示方法、第三者機関による評価等を検討**する。

環境配慮設計GLの普及率

- 昨年整理した中間とりまとめにおいて、「2030年度においては、繊維環境配慮設計GLに記載された環境配慮項目に則って事業活動を行う繊維・アパレル企業を全体の80%まで拡大させることを目指す。」とされたところ。
- このため、今年度、日本繊維産業連盟（繊維産連）と連携し、繊維産連会員団体32団体に対し、各団体の会員企業に「環境配慮設計ガイドライン」及び「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン」に関するアンケート調査を実施したところ。有効回答数411社/5474社（延べ数）。

日本繊維産業連盟 加盟団体

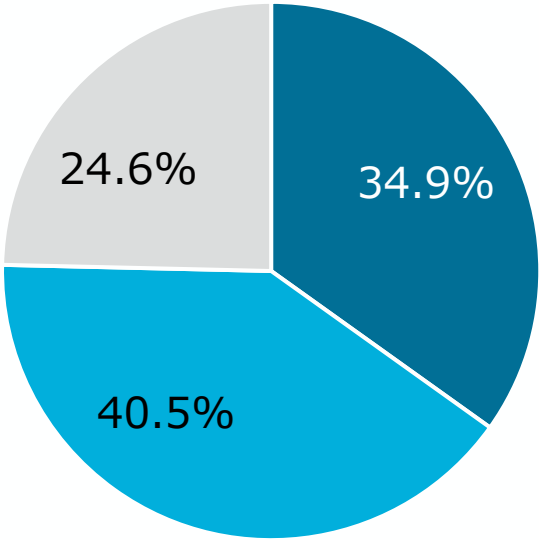
日本紡績協会	日本タオル工業組合連合会
日本化学繊維協会	日本製網工業組合
日本羊毛産業協会	日本繊維ロープ工業組合
日本綿スフ織物工業連合会	日本繊維輸入組合
日本絹人織織物工業組合連合会	関西ファッション連合
日本毛織物等工業組合連合会	日本アパレル・ファッション産業協会
日本染色協会	日本インテリア協会
日本毛整理協会	日本寝具寝装品協会
日本ニット工業組合連合会	日本羽毛製品協同組合
日本靴下工業組合連合会	全日本婦人子供服工業組合連合会
日本輸出縫製品工業組合	日本被服工業組合連合会
日本繊維輸出組合	日本アパレルソーイング工業組合連合会
日本織物中央卸商業組合連合会	日本ボディファッション協会
日本撚糸工業組合連合会	日本ユニフォーム協議会
日本麻紡績協会	繊維評価技術協議会
日本繊維染色連合会	日本ソーイング技術研究協会

※集計においては、製造・販売に携わる団体のみを活用

環境配慮設計GLの普及率

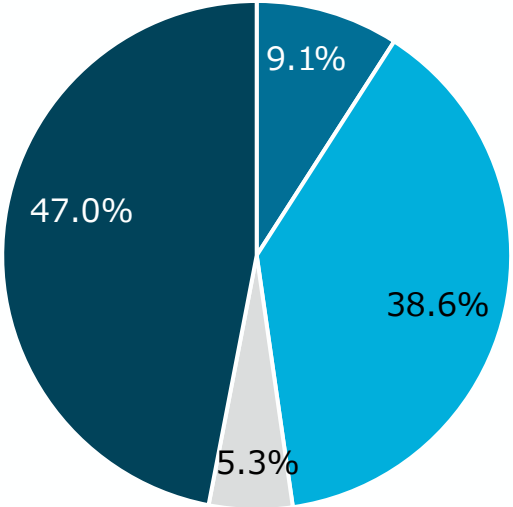
- 環境配慮設計ガイドラインの認知度は「知っている」と「聞いたことがある」で約75%、「知らない」は約25%（n=410、無回答1）。事業における活用状況は、「普段から活用」と「場合によって活用」で約48%（n=264、無回答147）。

環境配慮設計GLの認知度



- 1. 聞いたことはあり、中身も知っている。
- 2. 聞いたことはあるが、中身は知らない。
- 3. 知らない。（聞いたことはない。）

環境配慮設計GLの事業活用状況



- 1. 普段から事業で活用している。
- 2. 場合によっては活用している。
- 3. 活用したことがある。
- 4. 活用したことはない。

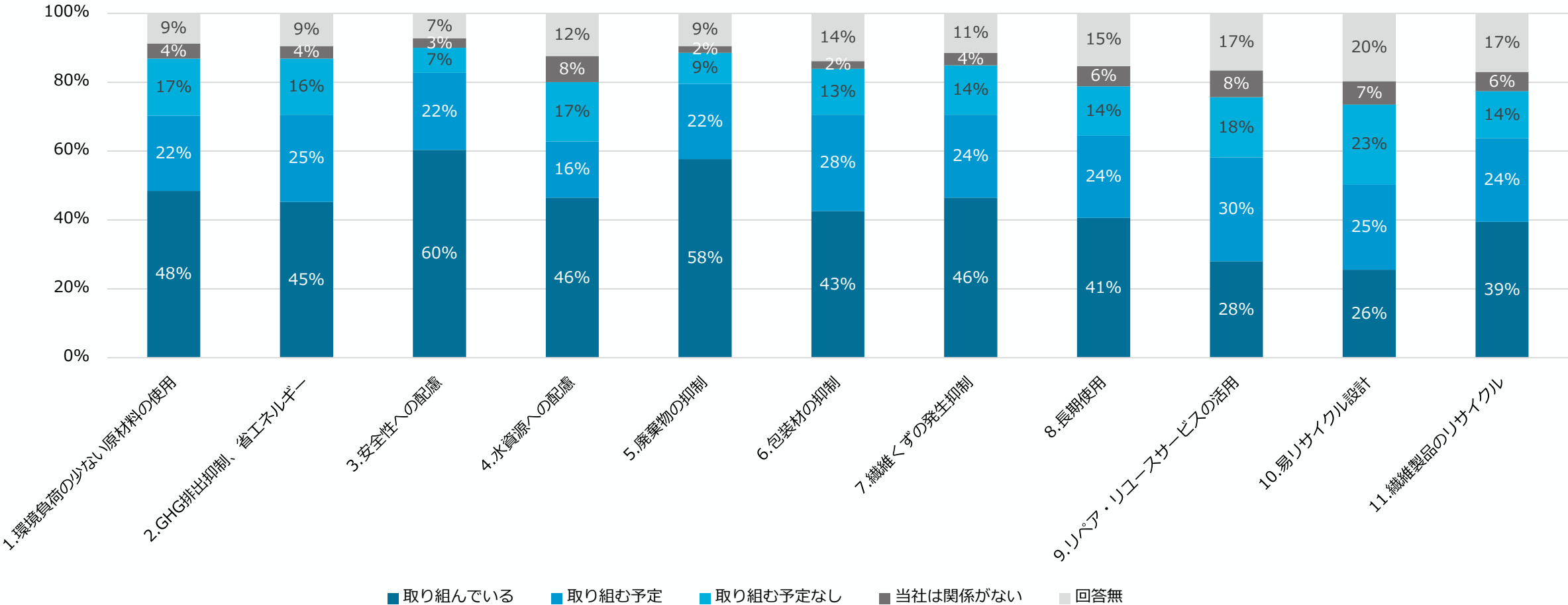
業界団体に所属する企業のうち、KPIである「繊維環境配慮設計GLに記載された環境配慮項目に則って事業活動を行う繊維・アパレル企業」の割合は、推計47.7%。

※なお、企業規模等の関係から、回答率が低い団体も散見されるため、実態の数値はこれより低くなる可能性。

環境配慮設計GLの取組状況（全体）

- 環境配慮設計GLの項目の中で、取り組んでいる事業者の割合が大きい項目は、「安全性の配慮」、「廃棄物の抑制」となっており、「リペア・リユースサービスの活用」、「易リサイクル設計」に取り組む事業者の割合は小さい。

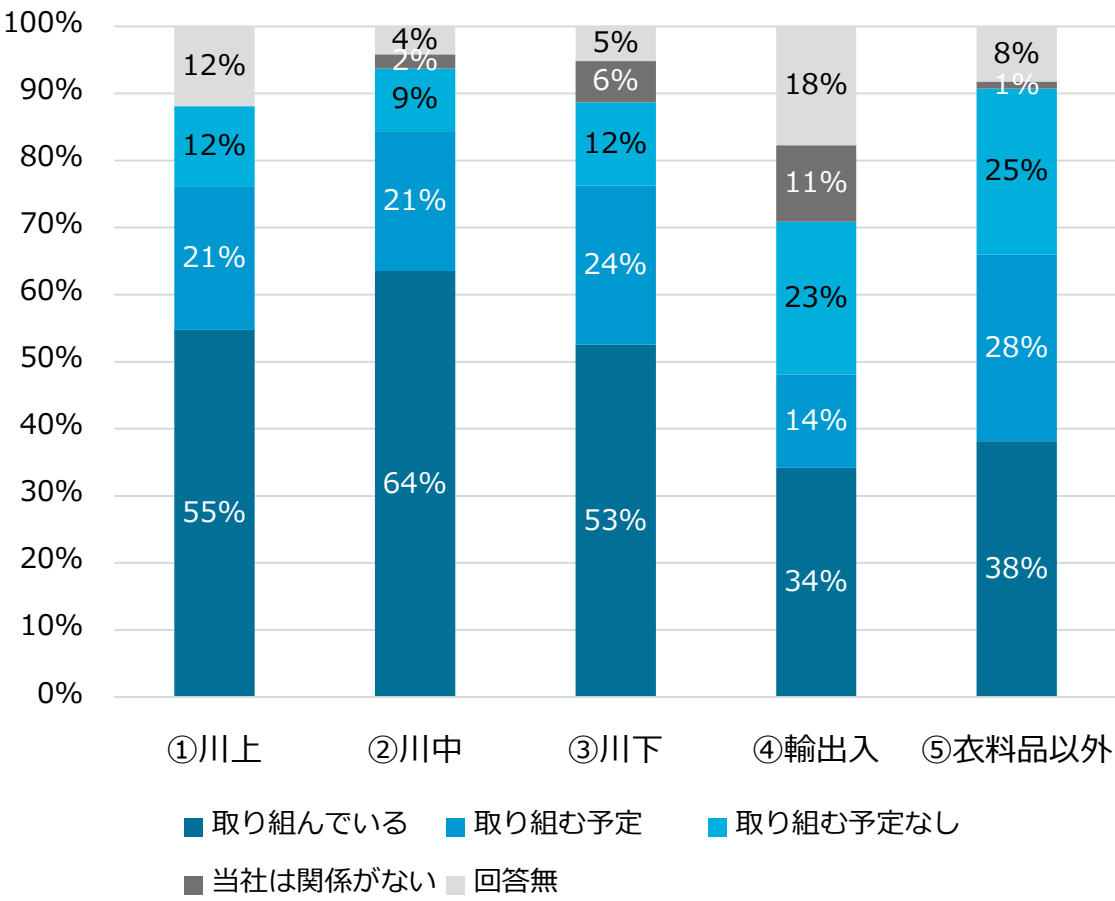
環境配慮設計GL項目の取組状況



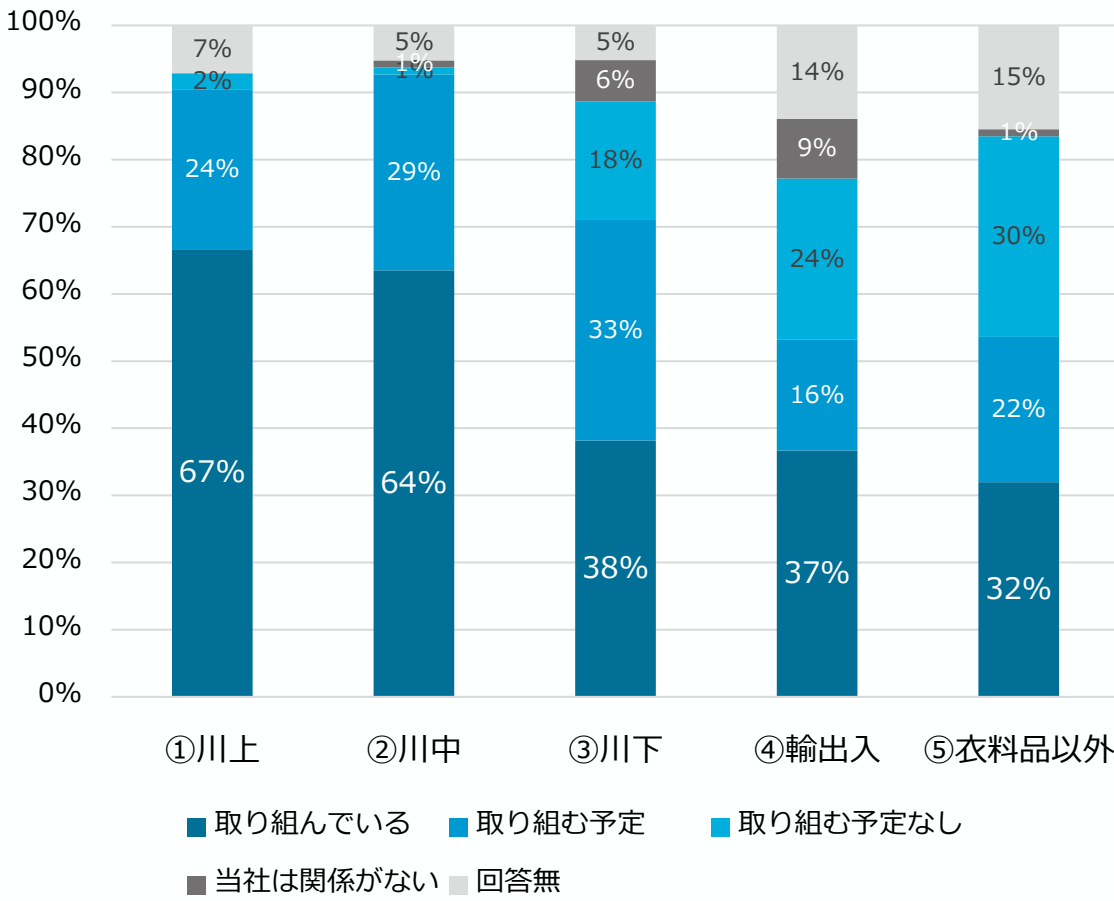
項目ごとの環境配慮設計GLの取組状況

- 環境負荷の少ない原材料の使用、GHG排出抑制、省エネルギーの取組について、川上工程（繊維原料・紡績等）、川中（製織、ニット、染色整理等）工程の事業者は取り組む企業の割合は50%を超えている。他方、川下（縫製・アパレル等）、輸出入と言った販売側に近い業種においては、取組を行う事業者が少なくなることがわかり、引き続き環境配慮の推進が必要。

環境負荷の少ない原材料への取組状況



GHG排出抑制、省エネルギーへの取組状況



環境配慮設計に関する事業者の取組

- 各事業者において、環境負荷低減を目的に、製品設計段階から環境配慮を取り入れた取り組みを進めており、HP等において自社の取組を公開。これらの取組を通して、自社の技術や特長を活かした環境配慮型製品の開発を加速し、消費者に訴求している。

岐セン株式会社

ecomomo (エコモ)

- 染色加工業における環境負荷低減を目指し、最新染色機導入による水・薬剤の使用量を削減し、省エネルギー、排水の低減を積極的に推進。デッドストック生地をリユースした消費者向け商品の開発、販売も展開。
- 従来のフッ素撥水剤に代わり、環境に優しいPFASフリー撥水剤や植物由来の薬剤を積極採用し、洗濯時に水使用量を減らす独自の加工技術も開発。こうした技術革新を背景にサステナブルな価値を提供する自社ブランド「エコモ」を展開し、環境配慮型製品の普及に取り組んでいる。



出典：岐セン株式会社HPから抜粋

株式会社ピエクレックス

環境インフラ P-FACTS

- 生分解性素材で構成された繊維製品を対象に、使用後の製品の回収から堆肥化、堆肥の利活用までを一体で行う循環インフラ「P-FACTS」（ピーファクト）を展開している。P-FACTS認証製品は環境負荷の少ない原材料を用いた環境配慮設計製品であり、通常の繊維製品に近い耐久性を保ちながら長期利用が可能である。
- 使用済みP-FACTS認証製品は処分に焼却・埋立を必要とせず、堆肥として土壌に還元できる“資源”である点が特長で、衣料の廃棄物抑制と堆肥化による一部炭素の土中固定によってCO₂排出削減に寄与する。さらに、分別や素材分離の工程をほとんど要さない易リサイクル設計により、効率的な再資源化が可能となっている。
- P-FACTS認証制度を通じて、安全性への配慮や水資源への配慮などの環境基準を担保し、信頼性の高い循環モデルとして普及を進めている。



出典：株式会社ピエクレックスから提供

YKK株式会社

NATULON®シリーズ

- YKKはファスニング製品で環境負荷低減を目指し、再生素材を活用した「NATULON®」シリーズを展開。NATULON®は使用済みペットボトルなどを原料とした再生ポリエステルを採用し、石油資源の消費を抑制。
- またNATULON®シリーズ以外にも染色工程の水使用量をほぼゼロにするECO-DYE®染色や、易リサイクルに向けて従来複数材料で構成されるファスナー部材のほとんどをPET化したNATULON Plus®再生PET開具の開発など様々な環境に配慮した技術・製品を展開。加えて、製品の耐久性を高めることで長期使用を促進し、廃棄物削減にも繋がっている。



出典：YKK株式会社HPから抜粋

環境配慮設計に関する事業者の取組

- アパレル・販売事業者等においても、において、環境負荷低減を目的に、製品設計段階から環境配慮を取り入れた取り組みを進めている。各社ともこれからの取組を通して、自社の技術や特長を活かした環境配慮型製品の開発を加速させている。

田村駒株式会社

C2C circulation polyester（シートウーシー）

- 環境への負荷低減を目指し、年間大量に廃棄される衣料品や繊維くず、ペットボトルを生まれ変わらせた、リサイクルポリエステルブランド。

Re:RISE（リライズ）

- 紡績から縫製まで一貫管理している同一グループ企業にて、綿の生地を織る際に発生する生地端や、生地を裁断した後の裁ち屑などを回収。再利用出来るように選別、粉碎、整理等の工程を経て、上質なピュアコットンと混ぜ合わせ再紡績。

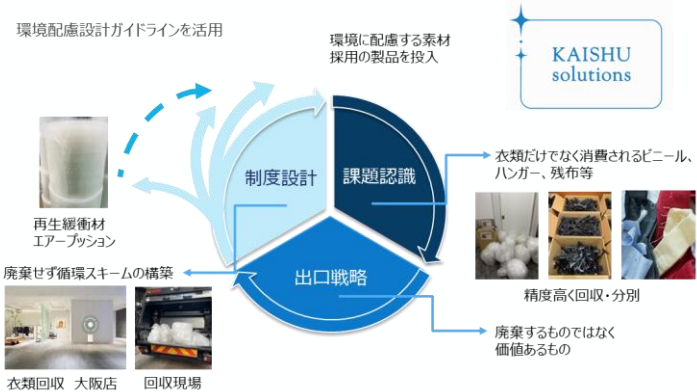


出典：田村駒株式会社HPから抜粋

株式会社エストネーション

企画段階での環境配慮設計GLの活用

- 衣類だけでなく、衣類を守るアパレルビニール、ハンガー等の副資材も含めて一製品と捉え、「KAISHU solutions」を構築。それぞれの回収・分別を担い、資源化を目指す。
- 環境に配慮する素材を自主定義し、自社ブランド製品の30%採用を目標とする。
- こうした取組に環境配慮設計ガイドラインを活用。社内でガイドラインを読み合わせのうえ、自社のサステナビリティの取組をガイドラインの11項目に照らし合わせ、評価基準・評価方法を基準に三段階に評価。またガイドラインの各項目を実施済、未実施等に整理し、対応可能な項目からアクションプランを策定、実践している。



出典：株式会社エストネーションから提供

株式会社良品計画

「素材に還るフリース」シリーズ

- 無印良品は、1980年の誕生以来、3つのわけ「素材の選択」、「工程の点検」、「包装の簡略化」を守りながら、資源を無駄にしない考え方のもと、端切れなど一般的に廃棄される部分を糸に再生し、生地化・製品化に取り組む。
- 「素材に還るフリース」シリーズでは、繊維リサイクルのために素材別に分解や分類をする必要がある一般的な衣服とは異なり、身生地やボタン等の付属品のほか、縫製糸に至るまでの全てのパーツが「PET（ポリエチレンテレフタレート）」のみで構成され、リサイクルに際しての分別工程がなくなることで再資源化しやすい商品を提供。リサイクルを前提とした単一素材の易リサイクル設計をコンセプトにした商品を拡大している。

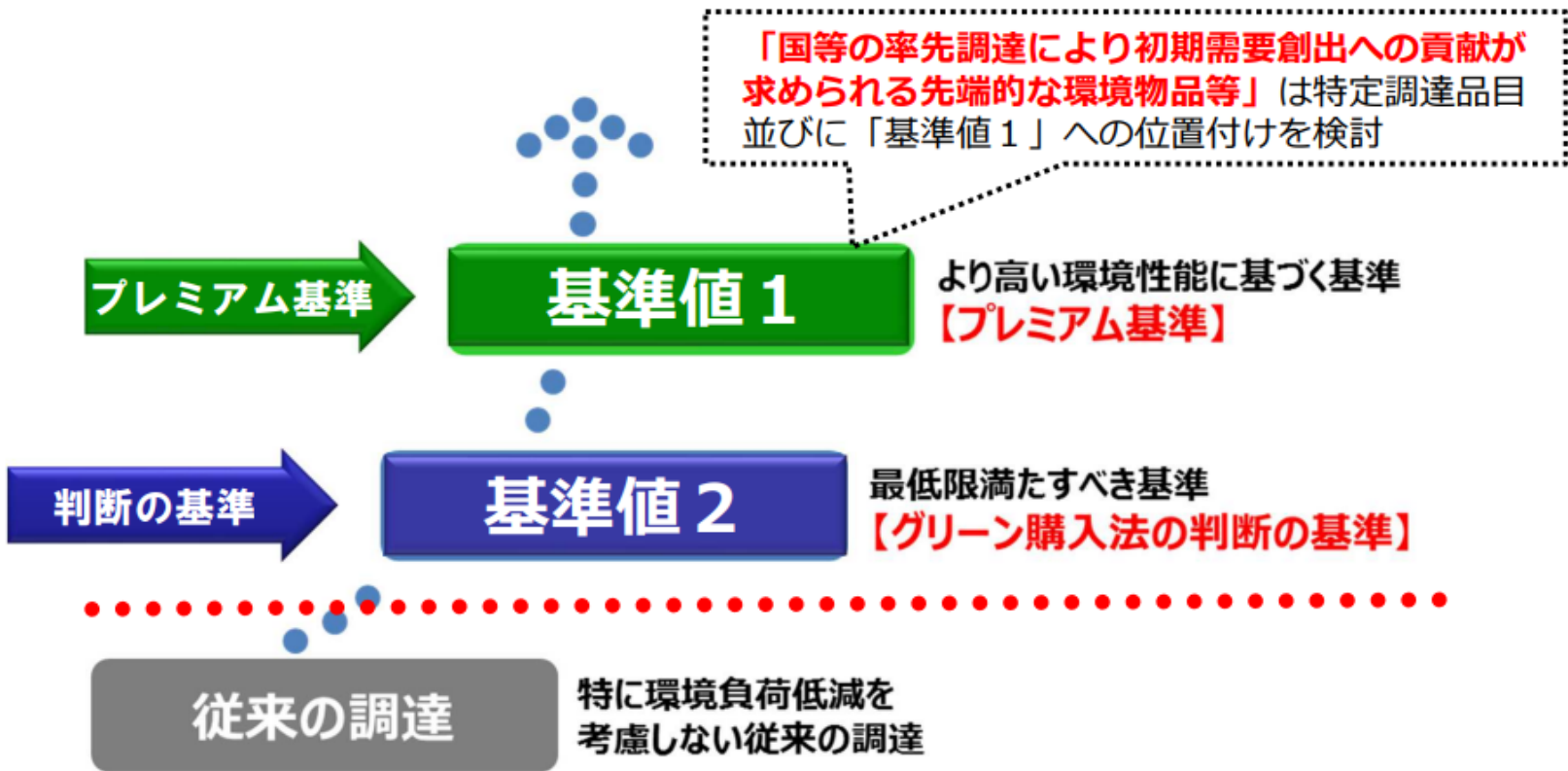


出典：株式会社良品計画HP「無印良品」から抜粋

グリーン購入法 判断の基準等の見直しについて

- 繊維to繊維リサイクル、環境配慮設計の推進においては、供給面の整備のみならず、需要創出についても取り組む必要性。この点、これらに資する製品について、民間需要に先駆けて公共調達における需要拡大を推進することは極めて有効。グリーン購入法の「繊維製品」における判断の基準等の見直しについても、基準の見直しを検討しているところ。
- これらの推進においては、「基準値 1 の新設」「基準値 2 の変更・対象の拡大」「配慮事項の追加」を検討。

2段階の判断の基準の考え方



制服・作業服等の判断の基準等の見直しについて

- 繊維製品においては、衣料品は環境配慮設計・リサイクルが最も推進されてきた物品の一つ。その中でも、同製品を大量生産することが出来る、公共調達の制服・作業服、帽子、靴（制服・作業服等）においては、以下の基準とする方向で検討。

基準値 1 の新設（AND基準）

- ✓ **カーボンフットプリント**の算定・開示
- ✓ 製品使用後の**回収及び再使用又は再生利用**のシステム構築

※こちらの基準と、基準値 2 のどれかを満たすことで、基準値 1 と判断される。

基準値 2 の変更・対象の拡大（OR基準）

- ✓ 再生PET由来のポリエステル繊維配合率→25%以上から**50%以上**に強化
- ✓ 故繊維から得られるポリエステル繊維配合率→**10%以上**に据え置き
- ✓ 新たに、故繊維から得られるポリエステル繊維を除く繊維製品由来の再生繊維配合率の基準を設定→**5 %以上**
- ✓ 新たに、ポリエステル繊維と他の繊維からなる混紡繊維の基準を設定
→再生PET由来のポリエステル繊維配合率ーポリエステル繊維重量比**50%以上**
繊維製品由来の再生繊維配合率ーポリエステルを除く繊維部分全体重量比 **5 %以上**
- ✓ 植物由来合成繊維配合率とバイオベース合成ポリマー含有率→25%以上から**30%以上**、10%以上から**12%以上**に強化
- ✓ エコマーク認定基準（No.103、No.143）を追加

配慮事項の追加

- ✓ 製品の**環境配慮設計**を行うこと

※新たに設定又は強化した基準値 2 については、令和 8 年度 1 年間の経過措置を設定

制服・作業服等以外の繊維製品の判断の基準等の見直しについて

- 制服・作業服等以外の繊維製品においても、インテリア、寝装寝具等の繊維製品が、グリーン購入の対象物品に規定。これらの製品についても、それぞれの用途に応じて基準を改定を行った。

例（新しい追加基準は赤字で記載）

カーテン

基準値 1

- ✓ 製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築

基準値 2

- ✓ 再生PET由来のポリエステル繊維配合率25%以上
- ✓ 再生PET由来のポリエステル繊維配合率10%以上かつ回収・再使用等システム構築
- ✓ 故繊維から得られるポリエステル繊維配合率10%以上
- ✓ 植物由来合成繊維配合率25%以上
バイオベース合成ポリマー含有率12%以上
- ✓ エコマーク基準を満たすこと

配慮事項

- ✓ CFPの算定・開示すること
- ✓ 環境配慮設計を行うこと 等

タイルカーペット

基準値 1

- ✓ カーボンフットプリントの算定・開示
- ✓ 製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築

基準値 2

- ✓ 未利用繊維、故繊維由来の繊維、再生プラスチック等の合計重量25%以上。
- ✓ エコマーク基準を満たすこと

配慮事項

- ✓ CFPを開示すること
- ✓ 環境配慮設計を行うこと 等

毛布

基準値 1

- ✓ 製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築

基準値 2

- ✓ 再生PET由来のポリエステル繊維配合率25%以上
- ✓ 故繊維から得られるポリエステル繊維配合率10%以上
- ✓ エコマーク基準を満たすこと

配慮事項

- ✓ CFPを開示すること
- ✓ 環境配慮設計を行うこと 等

資源有効利用促進法の改正法について

- 2025年5月、資源有効利用促進法が改正され、以下の4つの制度の詳細が検討中。現在、②環境配慮設計、④CEコマースの新制度において、制度の対象製品として、一般衣料品が検討されているところ。

※制度のベースとなる判断基準や、対象範囲の外縁等は、資源循環経済小委員会等で別途検討。

① 再生資源の利用計画策定・定期報告（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）

- 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める。

② 環境配慮設計の促進（資源有効利用・脱炭素化促進設計指針）

- 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
- 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

③ G Xに必要な原材料等の再資源化の促進（指定再資源化製品）

- 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。

④ C E（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- シェアリング等のC Eコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

カーボンフットプリントの算出

- 環境配慮設計の観点から、製品単位でその製品のライフサイクルの各段階における GHG 排出量を CO2排出量に換算したもの（CFP）の算定・開示は極めて重要。
- 日本の繊維産業はサプライチェーンが長いため、現在CFPが算出・開示されている製品は少ないものの、ISO等の国際ルールに即した算定ルールや、算定方法をまとめたガイドラインが整備されつつあり、環境整備と普及の両面の推進が必要。

製品別LCA算定ルール（SuMPO EPD PCR）

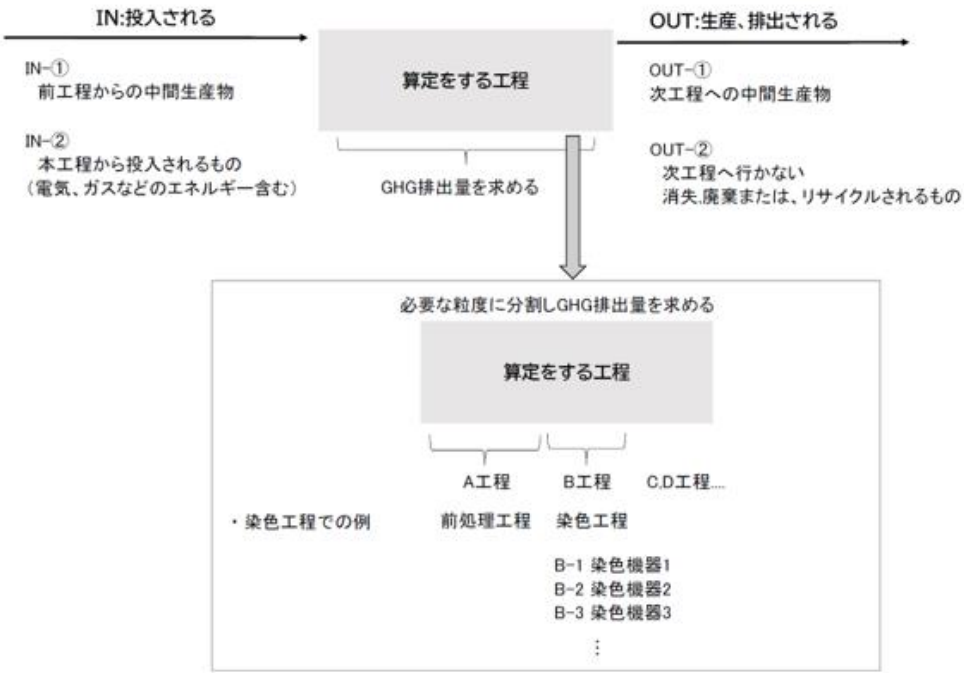
- 日本のEPDプログラムである「SuMPO EPD」において、衣料や繊維製服飾雑貨等に関するLCA算定ルール（PCR：Product Category Rule）の整備が進んでいる。EPD（Environmental Product Declaration）とは、第三者検証を受けたCFP等の製品環境情報を開示できるツール。
 - ①「衣料及び繊維製服飾雑貨（天然毛皮・天然皮革製品を除く）」※2024年10月策定済み
 - 策定発起人：株式会社チクマ
 - モデレーター：一般社団法人カケンテストセンター
 - WGメンバー：13社（策定発起人を含む）
 - ②「糸及び生地：建設用を除く」※現在策定中
 - 策定発起人：タキヒヨー株式会社
 - モデレーター：一般社団法人カケンテストセンター
 - WGメンバー：12社（策定発起人を含む）
- PCRには、データの収集範囲、LCAの算定方法、情報開示に関する決め事等が記載されており、SuMPO EPDの規程であるGPI（General Program Instructions）も参照する事で、ISO14040/14044/14067を含む各種規格に準拠したLCA算定が可能となる。
- SuMPO EPDのPCRは、プログラム内利用（SuMPO EPD取得目的）が基本となっているものの、SuMPO EPD事務局への申請により、プログラム外利用（自社算定等）も認められている。

カーボンフットプリントの算出

- 環境配慮設計の観点から、製品単位でその製品のライフサイクルの各段階における GHG 排出量を CO2排出量に換算したもの（CFP）の算定・開示は極めて重要。
- 日本の繊維産業はサプライチェーンが長いため、現在CFPが算出・開示されている製品は少ないものの、ISO等の国際ルールに即した算定ルールや、算定方法をまとめたガイドラインが整備されつつあり、環境整備と普及の両面の推進が必要。

アパレル製品の環境負荷 ～カーボンフットプリント算定の手順書～

- 信州大学繊維学部と繊維系検査機関 6 団体による「繊維産業におけるLCA人材育成コンソーシアム」によって、すべての繊維製造に関わる企業が、自社製品のLCAを算定するための、技術的な手順書が作成された。
- 本コンソーシアムでは、繊維産業に幅広くLCAの考え方を普及する、リペア・リデュース・リユース・リサイクルを含む循環産業化の仕組みを構築する、繊維産業でLCAのコンサルティングができる人材を育成するという三つの理念を元に、手順書の改定、研究、人材育成を推進。



各工程の IN/OUT の概念



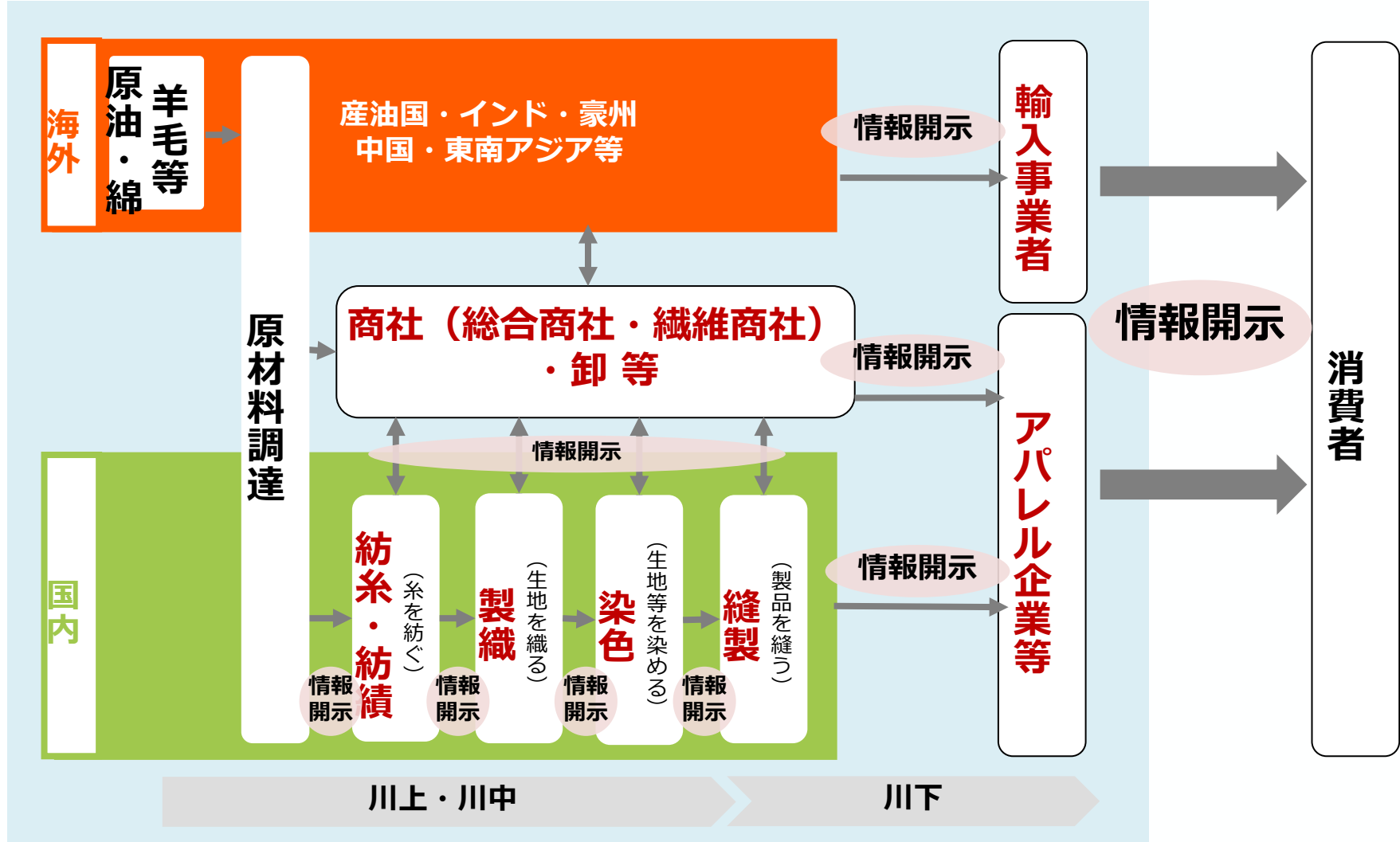
1. 環境配慮設計

2. 情報開示

3. その他の取組

環境配慮情報の開示について

- 環境配慮を加速していくためには、繊維・アパレル企業が環境配慮設計に基づき製造された製品の価値を、消費者等の製品利用者へ積極的に伝えることも重要。海外、特に欧州においては、繊維製品における環境配慮に関する 情報開示の制度整備が進展し、一部の海外のアパレル企業では、すでに情報開示の取組が始まっている。



(参考) CSRDにおける情報開示要求項目

- 欧州では、CSRDに基づき、企業のサステナビリティに関する情報開示要求が整理されているところ。現在は一部の大企業が報告義務の対象となっているが、今後はEU域内で一定規模の売上を持つEU域外企業も対応を求められる。また、報告義務の対象となる企業のサプライチェーン上にある中小企業についても対応を求められる可能性がある。
- なお、2025年2月に欧州委員会が公表したオムニバス法案により、CSRDの適用対象が大幅に縮小され、従業員数や売上要件の引き上げにより、従来の対象企業の約80%が報告義務から外れる見込み。

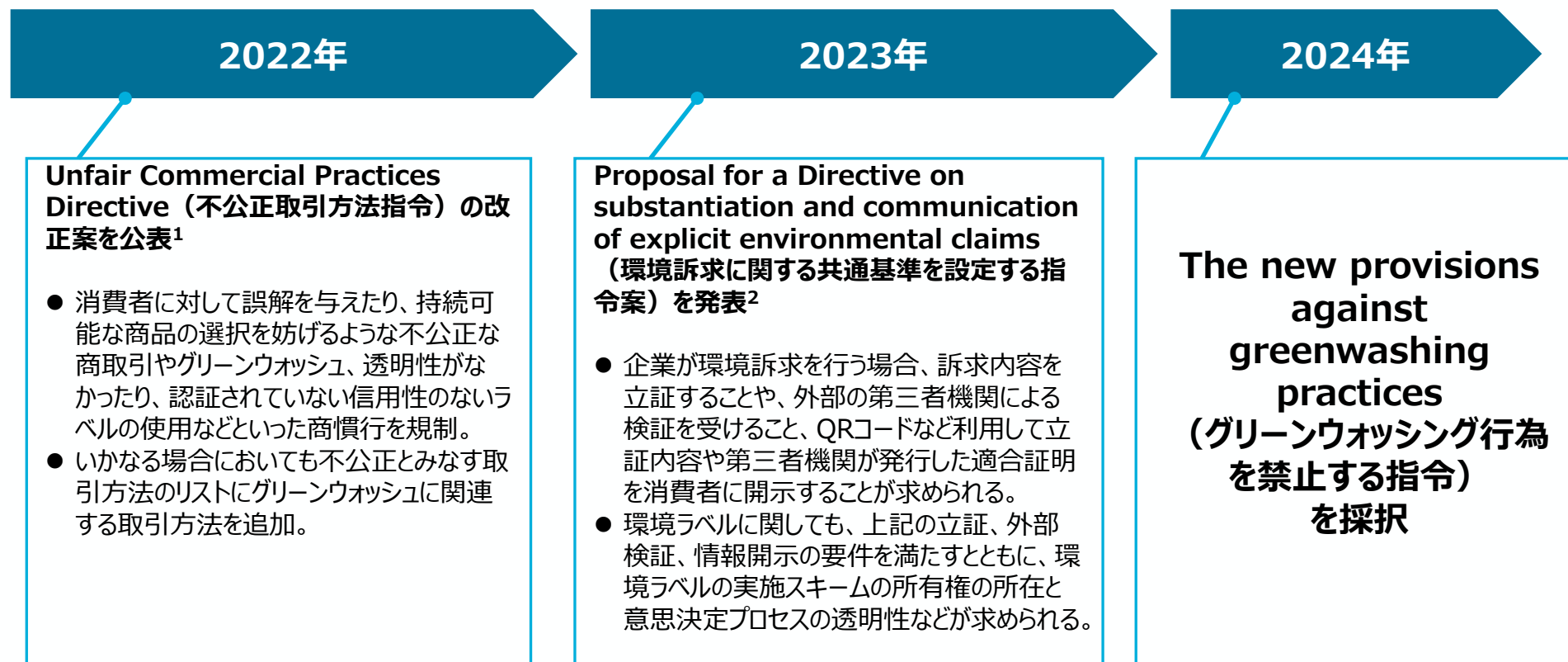
重要性評価に基づく、CSRDの開示要求項目	
環境	1. Climate change 気候変動（適応、緩和、エネルギー）
	2. Pollution 汚染（空気、水、土壌、生物及び食糧資源、環境負荷物質、マイクロプラ等）
	3. Water and marine Resources 水及び海洋資源
	4. Biodiversity and ecosystems 生物多様性及び生態系（直接要因、種への影響等）
	5. Circular economy サーキュラーエコノミー（資源流入、リソースの使用・流出、廃棄物）
社会	1. Own workforce 自社従業員（労働条件、平等な待遇と機会、その他労働権利）
	2. Workers in the value chain バリューチェーン上の従業員（労働条件、平等な待遇と機会、その他労働権利）
	3. Affected Communities 影響を受けるコミュニティ（経済・社会・文化的権利、市民的・政治的権利等）
	4. Consumers and end-users 消費者とエンドユーザー（消費者・エンドユーザーへの情報関連の影響、安全）
ガバナンス	1. Business conduct 事業運営（企業文化、動物福祉、サプライヤーとの関係、贈収賄等）

※CSRDにおける詳細な開示要求要件は欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に基づく。

(参考) グリーンウォッシュを禁止する規定(案)の採択

- 欧州委員会は、他国に先行してグリーンウォッシュに関する規制を強化し、2024年2月20日にUnfair Commercial Practices Directive（不公正取引方法指令）を改正し、グリーンウォッシュを禁止する指令を採択。
- 今後、加盟国による国内法化を経て、施行30カ月後から適用が開始される見込み。

EUにおけるグリーンウォッシュ規制の流れ



出典： 1. 株式会社日本総合研究所「グリーン・ウォッシングをどう規制すべきか？～EU の取り組みと日本への示唆～」(2023年7月20日)
2. EUROPEAN COMMISSION「Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on substantiation and communication of explicit environmental claims」
3. Council of the European Union「Interinstitutional File:2022/0092(COD) (Subject : Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 2005/29/EC and 2011/83/EU as regards empowering consumers for the green transition through better protection against unfair practices and better information - Outcome of the European Parliament's first reading) より株式会社日本総合研究所作成

繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン（第1版）

- 消費者等に向けて、主体的に情報開示を行うことができるよう、2024年6月に策定。
- 国内外の制度動向の紹介や、情報開示が期待される項目を設定。さらに、中小企業の開示事例や用語集も掲載し、大半を占める中小企業の活用を後押し。
- 今後は、人権配慮に関する情報開示も求められることから、各社の海外展開を見据え、国際的な開示枠組み等との整合性を検討する。

情報開示が期待される項目一覧

- （1）製造工程におけるエネルギー使用量
又は温室効果ガス排出量
- （2）製造工程における水使用量
- （3）環境に配慮した原料・素材の使用
- （4）使用、廃棄に係る環境負荷
- （5）化学物質の使用量
- （6）販売製品の廃棄量
 - ①繊維製品の製造企業における廃棄量
（製造工程で発生する残糸・捨て耳や裁断くず等）
 - ②アパレル企業における販売製品の廃棄量
- （7）回収した衣料品の処分方法
- （8）生物多様性に関する取組
- （9）その他環境配慮に関する取組

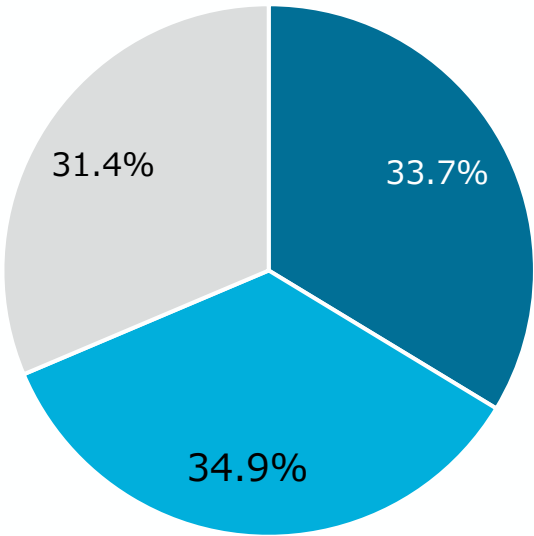
目標・今後の見通し

- 欧州等の状況も踏まえながら、**3年後**を目途に**進捗状況をフォローアップ**し、対応について検討。
- **2026年**を目途として、**国内の大手アパレル企業**における情報開示を徹底。
- さらに、**2030年度**を目標として、**国内市場における主要なアパレル企業**において情報開示率を**100%**にすることを**目指す**。

環境配慮情報開示GLの普及率

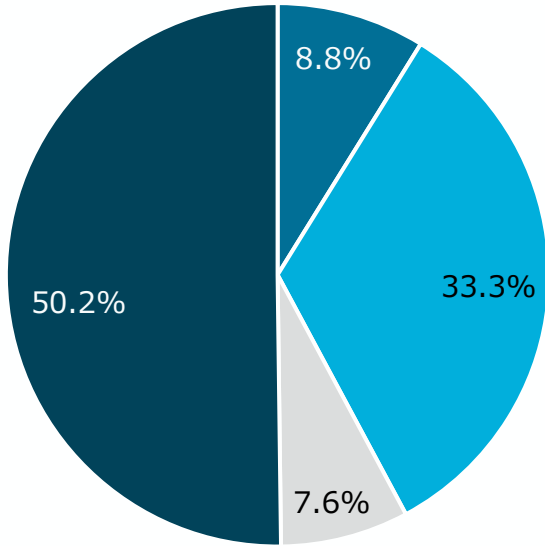
- 環境配慮情報開示ガイドラインの認知度は「知っている」と「聞いたことがある」で約69%、「知らない」は約31%（n=392、無回答19）。事業における活用状況は、「普段から活用」と「場合によって活用」で約42%（n=249、無回答162）。
- なお、2030年におけるKPIは、「国内の主要なアパレル企業における情報開示率を100%にする。」であることから、主要なアパレル企業の外縁の整理等が必要。

環境配慮情報開示GLの認知度



- 1. 聞いたことはあり、中身も知っている。
- 2. 聞いたことはあるが、中身は知らない。
- 3. 知らない。（聞いたことはない。）

環境配慮情報開示GLの事業活用状況

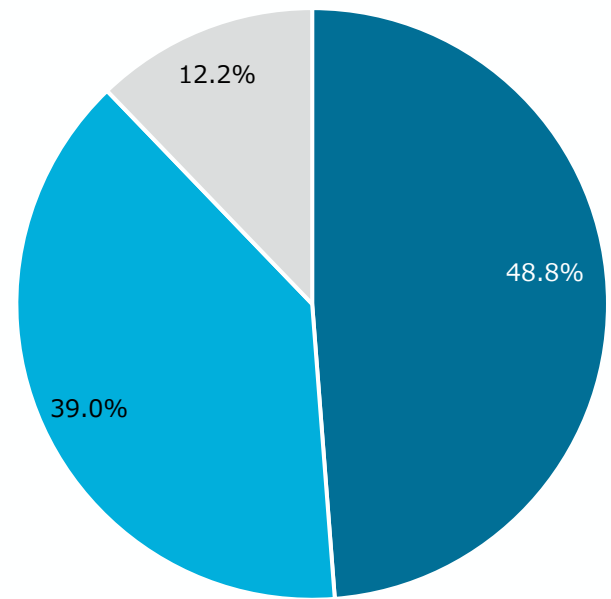


- 1. 普段から事業で活用している。
- 2. 場合によっては活用している。
- 3. 活用したことがある。
- 4. 活用したことはない。

環境配慮情報開示GLの普及率（日本アパレル・ファッション産業協会）

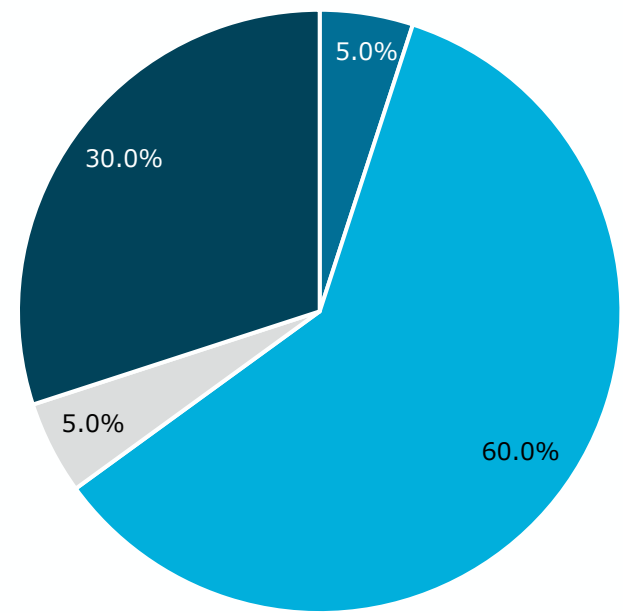
- 現時点において、日本アパレル・ファッション産業協会に所属する企業に限ると、「知っている」と「聞いたことがある」で約88%（n=41）。また、事業で活用している企業は約65%（n=20、無回答21）。

日本アパレル・ファッション産業協会に所属する企業の環境配慮情報開示GLの認知度



■ 1. 聞いたことはあり、中身も知っている。 ■ 2. 聞いたことはあるが、中身は知らない。
■ 3. 知らない。（聞いたことはない。）

日本アパレル・ファッション産業協会に所属する企業の環境配慮情報開示GLの事業活用状況

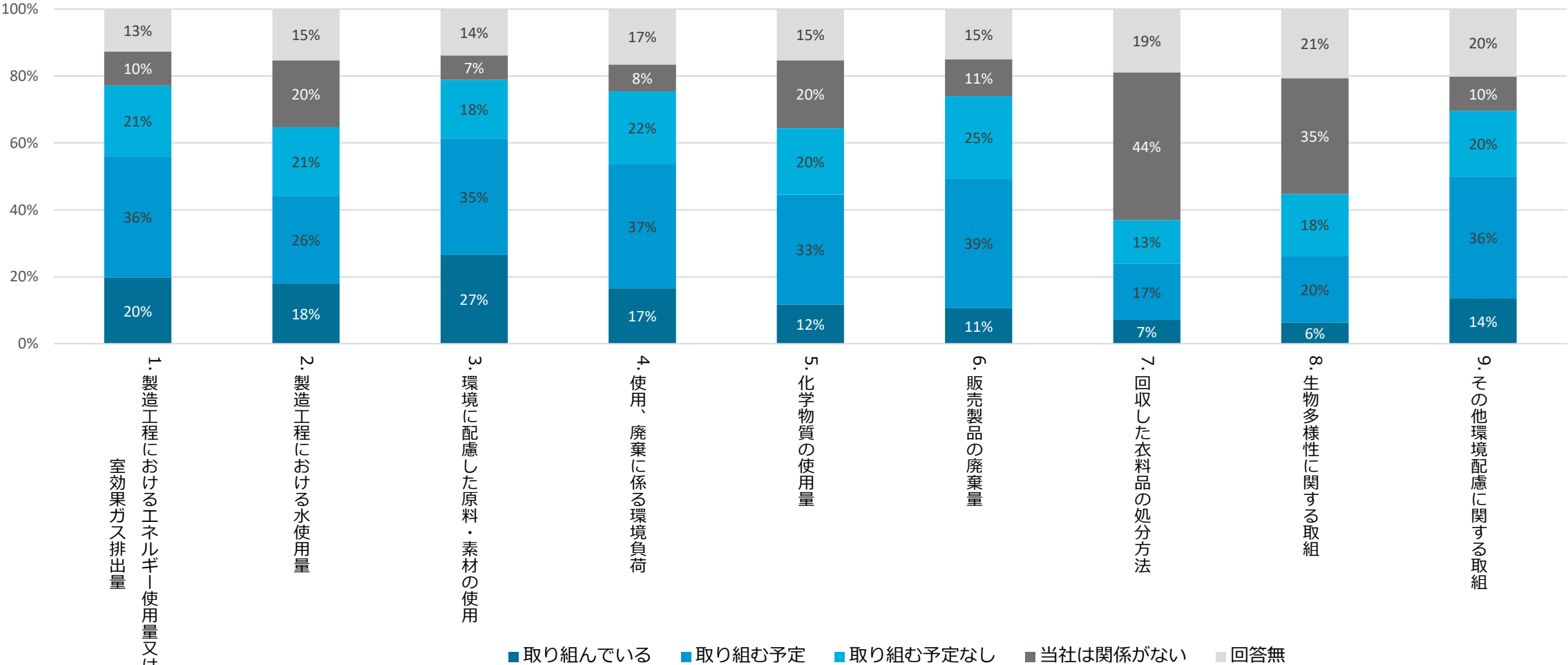


■ 1. 普段から事業で活用している。 ■ 2. 場合によっては活用している。
■ 3. 活用したことがある。 ■ 4. 活用したことはない。

環境配慮情報開示GLの取組状況

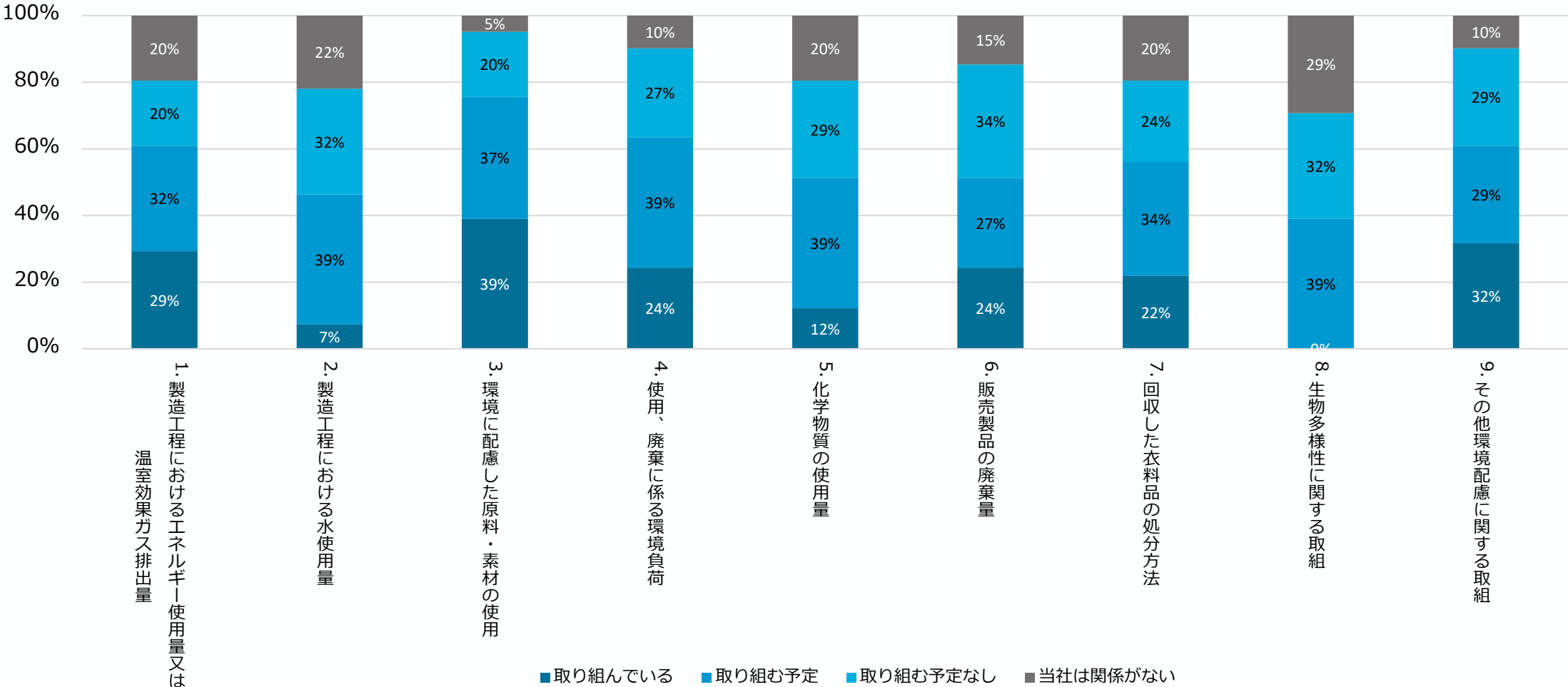
- 環境配慮情報開示GLの項目の中で、取り組んでいる事業者割合が大きい項目は、「環境に配慮した原料・素材の使用」となっており、「回収した衣料品の処分方法」、「生物多様性に関する取組」の開示に取り組む事業者の割合は小さい。

環境配慮情報開示GL項目の取組状況



環境配慮情報開示GLの取組状況（日本アパレル・ファッション産業協会）

日本アパレル・ファッション産業協会に所属する企業の
環境配慮情報開示GL項目の取組状況



一つの項目でも開示に取り組んでいる事業者は、23社/41社。

現時点における「日本アパレル・ファッション産業協会に所属する企業の情報開示率」は推計56%。

※なお、全ての項目に取り組んでいる事業者はなかった。

情報開示に関する事業者の取組

- 環境に配慮された製品を普及させていくためには、製品の「設計・製造」段階での環境配慮設計の促進と並び、製品の「販売」を担うアパレル企業等における、消費者等への環境配慮情報の開示も重要。

小松マテレー株式会社

小松マテレー・サステナビリティ・ビジョン

- 2020年度に持続可能な社会の実現に向けて、「気候変動対策」や「循環型社会づくりへの貢献」などの5つの項目を設定。
- 従来より製造時のエネルギー量が少ない製品の開発・拡販や製造段階での水、廃棄物、有害化学物質の削減、GRSやブルーサイン等の国際認証の取得を推進するなど、SDGs への本格的な取り組みを実施している。

mateReco (マテレコ)

- 2022年にサステナブルな生地や環境共生素材の総合ブランドとしてスタートし、ブランド特設サイトを開設。持続可能なファブリック素材の使用や加工、環境共生素材の開発を通じて、SDGs の実現に貢献する。



出典：『マテレコ』ブランド特設サイトから抜粋

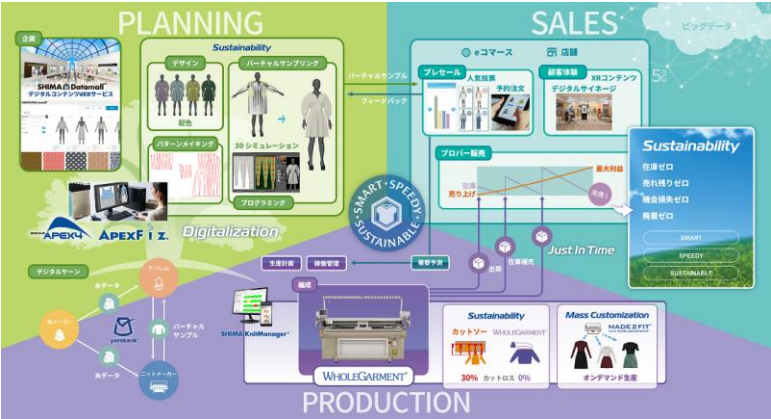
株式会社島精機製作所

環境行動指針

- SHIMA SEIKIグループとして、全社員が計画的かつ効率的な運用ならびにその有効性の継続的な改善に取り組むこととして策定。

ホールガーメント

- 独自開発した世界初のホールガーメント横編機によって編成された無縫製ニットウェア。
- 一着まるごと立体的に編み上げるため、カットロスや縫い代などの原料ロスがなく、糸を解いて新たなニットウェアとしての再利用も可能という特徴を自社HP上で公開。



出典：株式会社島精機製作所HPから抜粋

株式会社ゴールドウイン

PLAY EARTH 2030

- 2021年に事業サステナビリティおよび環境サステナビリティの両立を目指す長期経営戦略として策定。
- 「環境負荷低減素材への移行」及び「カーボンニュートラル」、「ファッションロスゼロ」を環境重要課題として位置付け、2025年、2030年、2050年度の3段階で達成目標を設定している。

Goldwin Online Store

- 公式オンラインサイトでは、「リサイクル素材」や「環境負荷配慮素材」を選択し、商品検索の絞り込みが可能。

GREEN BATON

- リセール事業として取り組むサステナブル・レーベル。着ることができなくなったキッズウェアを買い取り作り手が責任を持ってクリーニング/リペア/アップサイクルを施し、グリーンバトンマークを付与した上で、新たな製品として再販する。ロングライフの考え方を消費者に届け、ファッションロス・ゼロを目指す。



出典：株式会社ゴールドウインHP「環境への取組」及び「GREEN BATON」から抜粋

リサイクル繊維のJIS/ISO化

- 現在、繊維製品においてリサイクル材料を使用して環境保全寄与を主張する商品が店頭に並ぶことがふえつつあるが、現在、これら製品のリサイクル材料の配合率や適合基準、表示方法の規定はなく、消費者に対して不正確な情報を与えることが懸念されている。
- これらの背景から、2023年度から、環境配慮型化学繊維、リサイクルウール紡績糸、リサイクルコットン紡績糸に関して、配合率や適合基準、表示方法を規定するJIS原案を、各業界団体において開発中。そのうち、環境配慮型化学繊維に関しては、2024年以降、国際標準化（ISO化）を目指した事業を開始している。

リサイクル化学繊維の規格概要（抜粋）

(1) リサイクル化学繊維の定義

回収材料から得られるリサイクル材料を原料として製造された化学繊維

(2) リサイクル化学繊維の種類及び名称

化学繊維用語において規定される化学繊維のうち、
合成繊維及び半合成繊維は、化学繊維の用語の前に、“リサイクル”を付記する。

(3) リサイクル化学繊維の最低基準

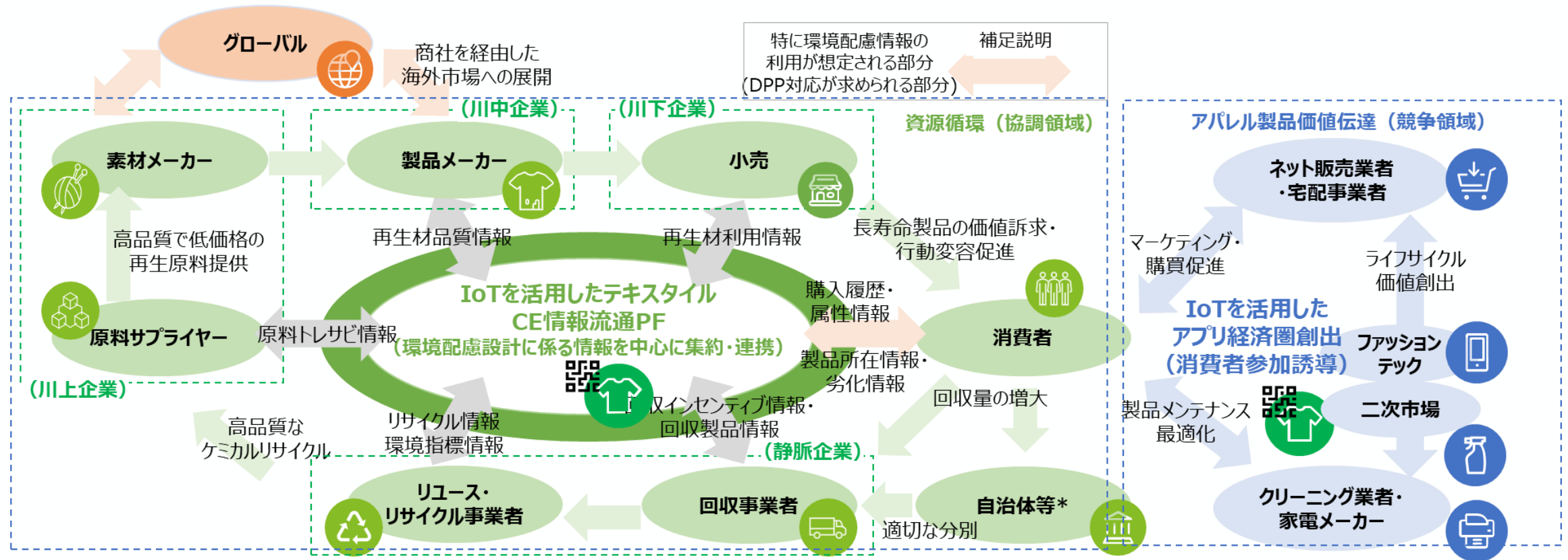
リサイクル化学繊維の質量に対するリサイクル材料の質量割合は、10 %以上でなければならない。

(4) リサイクル化学繊維の表示方法

(A) リサイクル化学繊維の種類 (B) リサイクル材料の質量割合

DPP対応を見据えた情報流通プラットフォームの構築

- 現在、「サーキュラーパートナーズ（CPs）」のWGの中で、テキスタイル業界全体で、欧州規制（ESPR・DPP等）に対応しつつ、環境配慮設計の推進・繊維製品の資源循環・環境配慮情報開示を後押しする仕組みとして、情報流通PFの構築に取り組む。
- 将来的には、様々な動静脈データの流通を実現し、繊維製品のLife Cycle Valueを最大化を実現すると共に、我が国の繊維産業の競争力向上を目指すことを目的とする。





1. 環境配慮設計

2. 情報開示

3. その他の取組・論点

その他の取組

- 繊維製品の資源循環を実現するには、制度設計や技術開発、ガイドライン等の整備、業界団体による取組も重要なが、動静脈の企業、消費者と接点の近い企業、自治体といった異なる主体の連携が必要。
- 一部の地域においては、自治体を巻き込んだサステナブルファッションの取組が進展しつつある。

oHOHo CYCLE PROJECT（大阪）

- 自治体、アパレル、商業施設、素材製造企業、分別企業等の、業種の垣根を超えた連携団体により「サステナブルファッション・プラットフォーム協議会」を設置し、大阪府全域約50拠点で衣類を回収し、故繊維事業者によって選別、リユース・リサイクルを実施。
- また、環境省「使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業」にも採択され、大阪府全体で生活者へのアンケート等を通じた参加の動機づけの実証、繊維 to 繊維リサイクル等の新たな循環利用モデルの構築、運搬計画の最適化やCO₂排出量の測定等の実証を行っている。



出典：サステナブルファッション・プラットフォーム協議会事務局から提供

YOKOHAMA CIRCULAR FASHION GATHERING

- 横浜市では、循環型社会の形成に向けて、様々な分野において資源循環の取組を推進。その一環として、今年度から、市民生活に欠かせない「衣類」の循環をテーマに、「横浜型循環型社会の形成に向けた衣類に関する脱炭素ライフスタイル浸透事業」に取組。
- このたび、循環の仕組みづくりの第一歩として、ファッションに関わる多様な企業・団体の皆様が参加し、衣類の循環について議論。今後、具体的な事業を推進。



出典：横浜市から提供

- ロードマップの作成から1年たったタイミングの今回の小委員会においては、KPIである環境配慮設計GLの普及率、情報開示率について、現時点で把握可能な範囲で算出を行った。他方、割合については測定可能な範囲やKPIの定義（例：環境配慮設計GLの活用を求める範囲や、主要なアパレルの範囲）が定まっていないところ、本日は中間的な報告とさせていただいた。
- 環境配慮設計については、中間とりまとめで記載した方針に則り施策は進んでいるところ。他方、リサイクル繊維の使用や易リサイクル設計、CFPの算出をはじめとする環境配慮の取組は、具体的なアクションが業種によって異なること、実行すること自体がコストになること、それらを進めることが直接の製品や企業の価値につながりにくいことから、更なる取組の推進が必要。
- また、環境配慮情報の開示については、世界情勢も含めて意識醸成がはかられつつあるものの、中小企業を中心に完全に進んでいるとはいえない状況。また、企業の情報開示に加え、デジタルプロダクトパスポートに端を発するような、製品ごとの情報開示も求められつつある。
- このような状況を受け、
 - KPIの定義の検討や、今後の詳細の算出に当たって、留意すべき点があるか。
 - 環境配慮設計や環境配慮情報開示の推進に当たって、更に推進を行うべき施策はあるか。
 - その他、2030年まで5年というこのタイミングにおいて、資源循環システムの構築のために、検討すべきことがあるか。

といった点について御議論いただきたい。